

宇都宮市建設工事検査規程

昭和 48 年 3 月 31 日

訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市が執行する建設工事（以下「工事」という。）及び使用する工事用材料及び製品（以下「原材料」という。）について宇都宮市契約規則（平成 17 年規則第 12 号。以下「契約規則」という。）第 46 条及び第 47 条の規定により検査員が行う検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第 2 条 契約規則第 44 条に規定する検査員は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査員 検査室の検査監、副検査監及び市長に命ぜられた者
- (2) 特定検査員 工事担当課（課に相当するものを含む。以下同じ。）の課長及び課長補佐
- (3) 指定検査員 工事担当課の係長（その相当職を含む。）で、工事ごとに専決者に命ぜられた者

2 前項の規定により区分された検査員が行う検査は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査員 請負金額が 500 万円を超える建築、土木、機械、電気設備その他の工事の検査
- (2) 特定検査員 200 万円を超える原材料の検収
- (3) 指定検査員 請負金額が 500 万円以下の建築、土木、機械、電気設備その他の工事の検査及び 200 万円以下の原材料の検収

3 第 1 項の指定検査員が行う検査において、当該検査員が不足する場合は、特定検査員が指定検査員の検査を行うことができる。

4 第 2 項の規定にかかわらず、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により特定検査員又は指定検査員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でない認められるときは、専門検査員が当該検査を行うことができる。

(検査の種類)

第 3 条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 契約規則第 46 条第 1 項第 1 号の規定により、工事が完成したときに行う検査
- (2) 出来形検査 契約規則第 46 条第 1 項第 3 号の規定により、工事について部分払の必要があるときに行う工事の出来形を認定する検査
- (3) 一部完成検査 契約規則第 46 条第 1 項第 2 号の規定により、工事の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分のもので引渡しできるときに行う検査
- (4) 中間検査 工事の施工過程において、適正な契約の履行を確保するため必要と認

ためたときに行う検査

- (5) 材料検査 工事中材料及び製品の使用を承諾するための検査
- (6) かし担保検査 完成工事のかし担保契約によるかし担保期限満了前に行う検査
- (7) その他の検査 工事の中止、打切り、災害の発生、契約の解除その他の理由により既済部分に対して行う検査で、出来形検査及び一部完成検査でないもの

(工事工程表の送付)

第4条 契約課長は、専門検査員が行う検査の対象となる工事（以下「検査室対象工事」という。）について請負人から工事工程表の提出があった場合においては、当該工事工程表の写しを検査室に送付しなければならない。変更工事工程表については、当該課長が検査室に送付するものとする。

(一部履行届)

第5条 工事担当課長は、出来形検査又は一部完成検査の必要があるときは、請負人に工事一部履行届を提出させなければならない。

- 2 前項の場合において、当該工事が検査室対象工事であるときは、当該工事一部履行届の写しを工事検査執行依頼書に添えて検査室に送付しなければならない。

(工事完成届)

第6条 前条第2項の規定は、検査室対象工事について工事完成届が提出された場合について準用する。

(検査手続)

第7条 検査室において前2条の規定による工事検査執行依頼書の送付を受けたときは、速やかに契約規則第46条第1項の規定するところにより検査の日を定め、これを工事検査執行通知書により工事担当課長に通知しなければならない。

- 2 工事担当課長は、前項の通知を受けたときは、担当監督員を当該検査に立ち合わせなければならない。
- 3 工事担当課長は、第1項の通知を受けたときは、検査日時等必要な事項を工事検査通知書により当該工事の請負人に通知しなければならない。
- 4 検査室対象工事以外の工事について工事一部履行届又は工事完成届の提出があった場合は、工事担当課長は、第1項の規定に準じて検査日時等必要な事項を関係者に通知しなければならない。

(資料の提出)

第8条 工事担当課長は、検査室に工事検査の執行を依頼する場合においては、施工管理報告書、工事記録写真その他検査に必要な資料を工事検査執行依頼書に添えて送付するものとする。

(検査の実施)

第9条 検査員は、設計図書に基づき、あらかじめ当該工事の内容については握し、契約

規則第 46 条第 3 項に規定するところにより厳正かつ公正に検査するものとし、検査に必要な基準は、別に定める。

- 2 中間検査を実施しようとするときは、少なくとも検査実施日の前日までに工事検査通知書をもって関係者に通知するものとする。

(検査の中止)

第 10 条 検査員は、検査の際請負人又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げて検査を行うことができないときは、検査を中止し、直ちにその旨を上司に報告するものとする。

(検査の立会)

第 11 条 検査員は、検査の実施に当たっては、契約規則第 46 条の規定により、関係者を立ち合わせなければならない。

- 2 専門検査員の行う検査には、当該工事担当係長が立ち会うものとする。この場合において、当該工事担当係長は、検査に必要な関係図書、測量機器具その他破壊検査、試験に必要な機械器具等を準備又は措置するものとする。

(検査に関する助言、指導)

第 12 条 専門検査員は、特に困難と認める検査又は検査方法等について、技術を掌る職員である部長（以下「技術部長」という。）に対し、技術上の助言及び指導を求めることができる。

- 2 技術部長は、前項の規定により検査について助言及び指導を求められたときは、これに応じなければならない。

(検査の委託)

第 13 条 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15 第 4 項に規定する検査の委託に関する事務は、検査室において市長の決裁を受けて処理するものとする。

(検査報告)

第 14 条 検査員は、当該工事の検査をしたときは、出来形検査にあつては工事出来形調書の確認をし、その他の検査にあつては工事検査調書を作成して市長に報告しなければならない。

- 2 検査員は、検査の結果工事の手直しを必要と認めたときは、工事手直し指示書により手直しを指示するとともに、これを前項の規定による工事検査調書に添えて報告しなければならない。
- 3 前項の手直しに該当する工事検査の結果については、当該検査を主管した課又は検査室の長（以下「検査担当課長」という。）は、第 1 項の検査報告後当該工事検査調書及び工事手直し指示書の写しを契約課へ送付しなければならない。

- 4 前 2 項の規定は、検査の結果契約に違反するものがあつた場合について準用する。

(工事の成績評定)

第 15 条 監督員は、工事完成確認後速やかに別に定める工事成績採点表に基づき、厳正

に当該工事における次の各号に掲げる事項の評点を記入して、工事成績調書を作成するものとする。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 創意工夫、社会性及び法令遵守

2 検査員は、完成検査終了後監督員から提出された工事成績調書に該当工事における次の各号に掲げる事項の評点を記入して、これを市長に報告するものとする。

- (1) 施工状況
- (2) 出来形及び出来ばえ
- (3) 工事特性及び社会性

3 検査担当課長は、工事成績調書について検査員及び監督員の評定に基づく評価が確定したときは、その写しを契約課に送付しなければならない。ただし、次条の規定により工事成績調書の作成を要しないものにあつては、工事検査調書の写しを送付するものとする。

(評定の適用除外)

第16条 請負金額が1件100万円以下の工事及び災害応急復旧工事のうち特に緊急を要するものについては、前条に規定する工事成績調書の作成は、要しないものとする。

(原材料の検収)

第17条 原材料の検収は、納品書の提出があつてから10日以内に行うものとする。

2 前項の検査は、原材料検収簿を備え、契約規則第46条第3項の規定により、その規格及び数量についても行うものとする。

3 第11条及び第14条の規定は、原材料の検査について準用する。

(検査事務の整理)

第18条 検査担当課長は、検査記録簿その他必要な帳簿等を備えて、検査の記録を整備しておくものとする。

(様式)

第19条 この規程に規定する通知書等の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年2月22日訓令第2号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月30日訓令第7号)

この訓令は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則 (昭和52年11月29日訓令第7号)

この訓令は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日訓令第4号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 10 月 1 日訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 5 月 29 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行日前に契約が締結された工事及び原材料に係る検査については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 1 月 9 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 20 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。